



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日本ケミファ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 一城  
(コード番号 4539 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 轡田 雅則  
(TEL 03-3863-1211)

### 単元株式数の変更及び株式併合並びに これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第84回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることと致します。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年5月25日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

###### (3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記2. に記載の株式併合に関する議案が

本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、株主の皆様のご議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の154,000,000株から15,400,000株に変更することと致します。

### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。
- ③併合後の発行可能株式総数 15,400,000株（併合前：154,000,000株）
- なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

#### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日）	42,614,205株
併合により減少する株式数	38,352,785株
併合後の発行済株式総数	4,261,420株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

#### ⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	469名（8.29%）	593株（0.00%）
10株以上	5,189名（91.71%）	42,613,612株（100.00%）
合計	5,658名（100.00%）	42,614,205株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様469名（その所有株式の合計は593株。平成28年3月31日現在。）が株主たる資格を失うことと

なります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株主併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>154,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>15,400,000株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成28年5月25日	取締役会（株主総会招集決議）
平成28年6月29日（予定）	第84回定時株主総会
平成28年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部 変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

### Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。  
また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社では、10月1日をもって10株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

### Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、株主の皆様  
の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

### Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年5月25日 取締役会（株主総会招集決議）

平成28年6月29日 定時株主総会

平成28年9月28日＊ 当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日＊ 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成28年11月上旬＊ 株主様へ株式併合割当通知発送

平成28年12月上旬＊ 端数処分代金の支払開始

＊ 平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの額は10倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ(株式市場の動向等の他の要因を除く)】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	400円	400,000円		100株	4,000円	400,000円

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5.

【所有株式数について】

株主の皆様は、株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します（具体的なスケジュールはQ 3.のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、株主の皆様は所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、株主の皆様は議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端株株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

⇒

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
 電話番号： 0120-782-031（フリーダイヤル）  
 受付時間： 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上